

高槻市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する印刷物、ホームページ、施設等、市が保有する資産（以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市有資産へ民間企業等の広告を掲載する事業は、民間企業等との連携により、市の新たな財源の確保等により、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市が発行する印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の施設
 - エ その他市長が認めるもの
- (2) 広告掲載 市有資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載又は掲出等することをいう。
- (3) 広告媒体所管部長 第1号に該当する市有資産を所管する課が属する部の長をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、もしくはおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 青少年保護、健全育成の観点から不適切なもの
- (7) 消費者保護の観点から不適切なもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) 個人又は法人の名刺広告
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を加えるおそれがあるもの
- (12) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(13) その他、広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

(実施要領の作成)

第5条 広告媒体所管部長は、所管する市の資産等に広告掲載をするときは、実施要領を作成するものとする。

2 前項に規定する実施要領には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 広告の規格及び掲載位置等
- (2) 広告掲載料の設定方法
- (3) 広告主等の募集及び選定方法
- (4) 広告の掲載期間

(審査及び選定)

第6条 広告主の審査、選定及び広告掲載内容に関する審査については、広告媒体所管部長が行い、掲載の可否を判断することとする。ただし、広告媒体所管部長が適当と認めた場合は、当該部長の指定した職員が判断することができる。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告主等は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告主等の責任等)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主等が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主等の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、広告媒体に掲載しようとする広告が第4条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき若しくは同条第2項に基づく基準に適合しないこととなったとき又は広告主等が第7条の広告掲載料を指定する期日までに納付しないときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(調整会議)

第10条 広告事業の重要案件の審議を行うため、市に高槻市広告事業調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

3 調整会議に会長及び副会長各々1人を置き、会長は総合戦略部長を、副会長は会長が指名する職員をもって充てる。

4 会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 6 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査会)

第11条 広告媒体に掲載する広告の可否の審査及び広告事業の検討調整を行うため、調整会議に高槻市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 審査会に委員長及び副委員長各々1人を置き、委員長及び副委員長は、会長が指名する職員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は別表2に定める委員のほか、必要に応じ、広告媒体及び審査内容に関連する所属の長を、臨時の委員として加えることができるものとする。

(審査会の会議)

第12条 審査会の会議は、広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項に定めるほか、審査会に広告事業の検討調整させるため、会議を招集することができる。
- 3 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 4 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 5 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、総合戦略部みらい創生室において処理する。

(その他)

第14条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、高槻市屋外広告物条例、高槻市公有財産規則、その他の関係法令の定めるところによる。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別途定める。

附則

この要綱は、平成24年4月20日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年9月20日から実施する。

附則

その要綱は、平成27年8月12日から実施する。

附則

この要綱は、令和元年８月１３日から実施する。

附則

この要綱は、令和５年８月１日から実施する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

別表１（第１０条関係）

総合戦略部長
総務部長
市民生活環境部長
都市創造部長
子ども未来部長

別表２（第１１条関係）

総合戦略部みらい創生室長が指名する職員
総合戦略部アセットマネジメント推進室長
市民生活環境部人権・男女共同参画課長
市民生活環境部市民生活相談課長
都市創造部都市づくり推進課長
街にぎわい部産業振興課長
子ども未来部子ども青少年課長